



### お気軽にご利用ください 行政相談制度

- \*とき・ところ / ①毎週水曜日の午前9時～正午＝市職員会館2階市民相談室 ②毎月第2水曜日の午後1時～4時＝上石津地域事務所
- \*内容 / 行政相談員による行政全般についての相談
- \*問合せ / まちづくり推進課 (☎47-8548) へ

### 法の日無料相談

- \*とき / 10月4日(水) 午前9時30分～午後3時30分
- \*ところ / 弘光舎4階多目的ホール(神田町)

- \*相談内容 / 多重債務の整理、裁判手続き、成年後見、登記、土地の境界、相続、公正証書など
- \*相談員 / 司法書士、土地家屋調査士、行政書士、公証人
- \*問合せ / まちづくり推進課 (☎47-8548) へ

### 一日合同行政相談

- \*とき / 10月20日(金) 午前10時～午後3時
- \*ところ / 弘光舎4階多目的ホール(神田町)
- \*内容 / 専門家による登記、人権問題、税金、雇用、労災、年金、消費生活などの相談
- \*問合せ / 岐阜行政監視行政相談センター (☎058-246-1100) へ



### 市交通災害共済見舞金の請求期限について

平成28年度限りで廃止された市交通災害共済の見舞金請求については、平成28年度加入者で平成28年度中に発生した交通災害の日から起算し、1年以内が期限となりますので、加入の有無や交通災害の発生日時を確認のうえ、ご請求ください。  
詳しくは、生活安全課 (☎47-7386) へ。

### 空家の現地調査を行います

市は、今年度市内にある空家数や状態などを把握するため、市内全域の実態調査を行っています。期間中、調査員証と腕章を携帯した委託業者が、空家の外観目視による現地調査を行います。

### 都市計画の案の縦覧

市は、都市計画地区計画(名称：曾根町地区地区計画)の案の縦覧を行います。  
同案に意見がある場合は、期間中に意見書を提出することができます。

- \*とき / 10月10日(火)～24日(火)の平日 午前8時30分～午後5時15分
- \*ところ / 都市計画課(市役所東庁舎2階)
- \*問合せ / 同課 (☎47-8694) へ

### ご利用ください 市勤労者総合福祉センター

市勤労者総合福祉センター(サンワーク大垣 所在地/長松町)は、会議室、和室、ホー

ますので、ご理解とご協力をお願いします。

- \*調査期間 / 10月中旬～11月中旬
- \*問合せ / 住宅課 (☎47-8184) へ



### 市立図書館は 来年1月23日から休館します

市立図書館は、老朽化した空調設備を更新するため、来年1月23日(火)から6月30日(土)まで休館します。

休館中は、スイトピアセンター学習館に、予約された図書の貸出・返却を行う臨時総合窓口などを設置し、図書館サービスを継続します。詳しくは本紙1月1日号のほか、市HPなどでお知らせする予定です。

詳しくは、市立図書館 (☎78-2622) へ。

ルなど全7部屋の貸し出しを行っています。お気軽にご利用ください。

- \*利用時間 / 年末年始を除く毎日 午前9時～午後9時(月曜日と水曜日は午後5時まで)
- \*申込 / 同センター (☎93-1100) へ

### ハロウィンジャンボ宝くじの発売

ハロウィンジャンボ宝くじが、10月11日から31日まで発売されます。

1枚300円で、賞金は1等・前後賞合わせて5億円。抽せん日は11月9日です。

この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

## 快適な暮らしを支える下水道

### 下水道は正しく使いましょう！

下水道に何を流してもいいというわけではありません。水に溶けにくい紙おむつ・ティッシュ・生理用品などや、台所から出る残飯・天ぷら油などは流さないでください。「トイレに流せる」ティッシュなども、多量に流すと排水管の詰まりの原因となります。

また、点検用のマンホールにゴミなどを捨てると、法律で罰せられます。

下水道の正しい利用をお願いします。



### 下水道への切り替えはお早めに

市は、清潔で住みよい街にするため、下水道を整備しています。お住まいの地域で、下水道が利用できるようになりましたら、お早めに切り替えていただきますようお願いいたします。



工事費用の見積りや施工は、市下水道排水設備指定工事店にご依頼ください。指定工事店の一覧は、市HPでご覧いただけます。

【問合せ】下水道課 (☎47-8714) へ

### — 10月1日は「浄化槽の日」 —

## 浄化槽は正しく管理しましょう！

### 3つの義務を守りましょう！

浄化槽が正常に機能しないと、川の汚染や悪臭の発生などを招きます。良好な環境を維持するため、浄化槽を使用している人は、次の3つの義務を守り、適正な管理に努めましょう。

#### <法定検査>

毎年1回、保守点検とは別に、水質に関する検査(11条検査)がすべての浄化槽に必要です。また、浄化槽を新設・入れ替えした場合、浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを確認する検査(7条検査)が必要です。

#### <保守点検>

浄化槽の正常な機能を維持するためには、定期的な保守点検が必要です。

#### <清掃>

浄化機能を損なわないためには、年1回(全ばっ気方式の浄化槽は年2回)の清掃が必要です。

### ご利用ください！便利な制度

3つの義務を一括して委託できる「浄化槽らくらく一括契約」が便利です。なお、この契約をすれば、次の2つの制度も無料で利用できます。

詳しくは、県登録の保守点検業者へ。



#### <岐阜県浄化槽生涯機能保証制度>

岐阜県浄化槽連合会が、浄化槽機能の修理を保証する制度です。

#### <みず再生施設認定制度>

岐阜県環境管理技術センターが、合併処理浄化槽が環境省の指針より厳しい基準に適合し、下水道と同様の生活排水処理施設であることを認定する制度です。

### 浄化槽を使わなくなった時には

建物の取り壊しや下水道への切り替えなどで、浄化槽を取り壊す前には、浄化槽の最終清掃が必要です。

また、浄化槽の廃止には「浄化槽使用廃止届出書」の提出も必要です。

#### 【問合せ】

環境衛生課 (☎47-8574) へ